

持続化給付金に関するお知らせ

持続化給付金とは？

新型コロナウイルス感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、**事業全般に広く使える給付金**を支給します。

給付額

法人は **200万円**まで、個人事業者は **100万円**まで

※ただし、昨年1年間の売り上げからの減少分が上限です。

■給付額の計算方法

前年の総売上（事業収入）－（前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月）

※計算の対象とする月は、2020年1月～12月のうち任意のひと月を、事業者にて選択。

給付対象

- ◆ 2020年1月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、ひと月の売上が**前年同月比で50%以上減少**している事業者
- ◆ 2019年以前から事業による事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者
- ◆ **農林水産業、食品関連事業を含め、業種横断的に個人事業者や法人**を広く対象とします。また、**農事組合法人、協同組合**など、会社以外の法人についても幅広く対象となります。

詳細は、

「新型コロナウイルス感染症の影響を受ける農林漁業者・食品関連事業者への支援策」に関する農林水産省のホームページ URL

https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/support.html

をご確認ください。